

松江市農業土木測量作業規程

松江市農業土木測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（平成 28 年 5 月 25 日付 28 農振第 216 号農村振興局長通知）を準用する。

この場合において、第 1 編総則の第 1 条第 1 項、第 2 項中「農林水産省地方農政局」とあるのは、「松江市」と、附則中「平成 28 年 5 月 26 日」とあるのは、「平成 28 年 11 月 21 日」とそれぞれ読み替えるものとする。